

各医療機関の長 様

兵庫県福祉部国保医療課長

新型コロナウイルス感染症5類移行に伴う公費負担措置と
福祉医療の取扱いに係る周知について（依頼）

平素は、本県の福祉医療制度の運営にご理解と協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、令和5年6月28日付け国医第1422号「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う福祉医療の取扱いについて」により、5類移行後の公費負担措置に関しては福祉医療と併用できる（償還払い）旨通知するとともに、福祉医療制度の対象患者へのご案内について依頼したところです。

償還払いの手続にあたり、福祉医療制度の実施主体である市町においては、対象患者の把握が困難ですので、改めまして、下記により医療機関の皆様のご協力をお願いいたします。

記

1 福祉医療制度の対象患者へのご案内依頼

令和5年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症により入院し、医療機関から公費の請求があった患者のリスト（社保、国保、後期高齢者医療別に、保険者番号、被保険者番号、公費負担額、自己負担額を記載。以下「リスト」と表記します。）を、後日、該当者のある医療機関ごとに送付しますので、以下についてご協力をお願いいたします。

- (1) リストに記載されている方のうち、新型コロナ5類移行公費措置適用後の自己負担額を窓口でご負担いただいた患者で、かつ、福祉医療併用可のご案内ができていない方へ、福祉医療受給者であれば、福祉医療の申請に関しお住まいの市町にお問い合わせいただくよう、ご案内をお願いします。
- (2) 上記（1）の案内の対象者としましては、
 - ① リストに記載されている方のうち福祉医療受給者を、医療機関において把握されている場合は、福祉医療受給者のみご案内いただくことで差し支えございません。
 - ② 福祉医療受給者かどうか把握されていない場合は、念のため、窓口で自己負担のあった方全員にご案内をお願いします。
- (3) 上記（1）のご案内に際しては、別添「令和5年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症で入院された方へ」の文書をご活用ください。
なお、ご案内は、電話等によるご連絡でも差し支えございません。
- (4) リストは、兵庫県保健医療部感染症対策課から、令和5年6月請求分・7月請求分をまとめて8月中旬頃に提供させていただく予定です（該当がなければ送付はありません）。

2 その他

医療機関からお問合せのあった事項について、別紙「新型コロナウイルス感染症5類移行に伴う福祉医療の取扱いに係る留意事項」にまとめておりますので、ご参照ください。

〔問合せ先〕 兵庫県福祉部国保医療課医療福祉班 TEL：078-341-7711（内線）3018、2953

(別紙)

新型コロナウイルス感染症 5 類移行に伴う福祉医療の取扱いに係る留意事項

新型コロナウイルス感染症 5 類移行に伴う公費負担措置の手続については、令和 5 年 3 月 17 日付け厚生労働省事務連絡（令和 5 年 5 月 16 日最終改正）「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」の「8 患者等に対する公費負担の取扱い」をご参照ください。

1 診療報酬明細書の記載等について

新型コロナ 5 類移行措置分と福祉医療措置分との併用に係る診療報酬明細書の記載方法等についてのご不明点は、審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金兵庫審査委員会事務局、兵庫県国民健康保険団体連合会）にお問い合わせください。

2 福祉医療制度について

今回の償還払いの対象となる福祉医療制度は、兵庫県内の各市町が実施する次の 6 制度です。医療保険適用後の自己負担額を助成していますが、対象者の範囲や自己負担額等については、市町により異なります。

<各福祉医療制度>

- ① 高齢期移行（法別番号＝41、42）
- ② 重度障害者医療（法別番号＝身体知的 82、83、精神 43、44）
- ③ 高齢重度心身障害者医療（法別番号＝身体知的 58、59、精神 68、69）
- ④ 乳幼児等医療（法別番号＝80、81）
- ⑤ こども医療（法別番号＝47、48）
- ⑥ 母子（ひとり親）家庭等医療（法別番号＝84、85）

3 外来医療費について

新型コロナウイルス感染症治療薬の処方を受けた場合に、対象となる薬剤費が全額公費負担となりますが、当該薬剤を処方する際の手技料等は公費負担の対象となりません。公費負担とならない部分を福祉医療の対象として審査支払機関に請求することになります。

(1) 院外処方を行っている場合

医療機関の診療報酬明細書上は、院外処方分は計上されないため、通常の福祉医療の請求と同様に、現物給付対応となります。

(2) 院内処方を行っている場合

医療機関の診療報酬上は、新型コロナ 5 類移行措置対象の薬剤の公費負担措置分を第 1 公費（自己負担額 0 円）としてそれ以外の医療費と分けて計上し、それ以外の医療費を第 2 公費として福祉医療の対象経費として計上することによって、現物給付対応となります。

4 入院医療費について

各医療保険制度における高額療養費制度の自己負担限度額から原則 2 万円を減

額した額が自己負担の上限となりますが、自己負担額が2万円に満たない場合にはその額を減額します。実際に窓口で負担した額が福祉医療の対象となります。

(1) 特定疾病認定者（高額長期疾病、マル長）の場合について

新型コロナ5類移行措置分と特定疾病分（マル長）とを区分します。

まず、療養の給付の保険請求欄には、医療費全体の請求点数を記載します。

新型コロナ5類移行措置が適用される場合は、第1公費の欄に新型コロナ5類移行措置分を記載し、負担金額欄はマル長の上限額を記入します。

マル長適用後の自己負担額部分は福祉医療の対象となりますが、審査支払機関のシステムの都合上、福祉医療については現物給付ができませんので、窓口でマル長適用後の自己負担額全額を患者の方から徴収し、お住まいの市町に福祉医療の償還払いの請求をしていただくようご案内をお願いします。